

慶弔規程

平成 21 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、群馬土地家屋調査士会会則第 117 条第 2 項に規定する会員の慶弔に関しての基準を定めると共に、これに準ずる慶弔の方法を補足し、会長から慶弔を行うことを目的とする。

(基準)

第 2 条 慶弔の基準は、慶祝基準と弔慰基準の 2 種類とする。

(慶祝基準)

第 3 条 慶祝は、結婚祝と長寿祝の 2 種とする。

(結婚祝)

第 4 条 会長は、次の各号に該当する場合、会員に対し、それぞれの基準により慶祝する。
ただし、給付は 1 回限りとする。

- 1 在会年数 2 年以上の会員
祝い金 金 30,000 円
- 2 在会年数 2 年未満の会員
祝い金 金 20,000 円

(結婚祝の時期)

第 5 条 所属支部長から本会对し、婚姻後 6 ヶ月以内に報告があったときとする。

(長寿祝)

第 6 条 会長は、顕彰規則第 6 条に基づき顕彰する会員に対し、祝い金として金 30,000 円を贈り慶祝する。

(長寿祝の時期)

第 7 条 入会后 10 年以上を経て満 (70 歳、80 歳、90 歳、100 歳) 年齢に達した日の次に開催される定時総会の日とする。

(弔慰基準)

第 8 条 会長は、次に掲げる各号に該当する場合、その遺族に対し、それぞれの基準により弔慰する。

- 1 会員死亡の時
弔慰金 金 100,000 円及び供花・弔電
葬儀の際、次の基準により会長が弔辞を贈る。
ただし、その他の場合でも会長が相当と判断したときは弔辞を贈ることができる。
(1) 会長、副会長、理事、監事及び綱紀委員の職にある者が死亡したとき。
(2) 会長、副会長または理事 2 期以上、監事及び綱紀委員の職にあった者が死亡したとき。
- 2 会員の配偶者が死亡の時
弔慰金 金 50,000 円及び供花・弔電
- 3 会員の一親等死亡の時 (姻族同居を含む)

弔慰金 金 20,000 円及び供花・弔電

(傷病見舞金)

第 9 条 会長は、会員が傷病により 7 日間以上入院加療した者に対し、見舞金として金 30,000 円を贈る。ただし、同じ傷病についての見舞金は、1 回限りとする。

2 前項の該当者発生の場合は、所属支部長から本会に報告するものとする。

(災害見舞金)

第 10 条 会長は、会員が火災等の災害を受けたものに対し、見舞金として金 50,000 円を限度として贈ることができる。

2 前項の災害のうち水害による被災は床上浸水以上の場合に限り前項を適用する。

3 災害を受けた場合は、所属支部長から本会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (第 9 条)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (第 1 条、9 条)

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 9 月 11 日から施行する。